生物遺伝資源提供同意書

国立大学法人広島大学（以下「提供者」）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「利用者」）は、提供者が利用者に両生類あるいはその餌のコオロギ（以下「本件リソース」）を提供するにあたり、利用者は本件リソース提供者の事業目的を理解するとともに、以下の事項に同意することとする。また、本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。

1. 提供者は、我が国におけるライフサイエンス分野における研究開発及びその実用化と発展に資するため、本件リソースの提供を行っている。

２. ①利用者は、本件リソースを、次の非営利を目的とする課題の探求にのみ利用し、無断で他の目的に使用してはならない。

　　課題名:

 ②利用者が、本件リソースを上記と異なる課題に利用するときは、事前に書面によって提供者へ通知し、許可を得なければならない。

３. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）には使用してはならない。

４. 利用者が本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、Materials and MethodsあるいはAcknowledgements等に、本件リソースが広島大学両生類研究センターから提供されたことを明示する〔英文例：*Xenopus laevis* was provided by Amphibian Research Center, Hiroshima University.〕。また、利用者はその発表の情報（論文PDFファイルや別刷）を提供者へ事前に速やかに送付する。提供者は、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に提供者の求めに対して回答することとする。

５.　提供者は、本件リソースを2項①の課題の探求に利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースの所有権はもとより、それに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。

６. 利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは、本件リソースの所有権、その知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含むものをいう。

７. 利用者は、本件リソースに関して提供者から提供された情報を秘密に保持しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

　(１)　提供者から提供された時点で、既に公知の情報

　(２)　提供者から提供された後、利用者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

　(３)　提供者から提供された時点で、既に利用者が保有していた情報

　(４)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく利用者が正当に入手した情報

　(５)　提供者から文書により第三者への開示を許可された情報

８. 本件リソースを用いた研究成果について、特許出願等の知的財産権による保護手続きを行う場合には、原則双方の連名で行うものとし、具体的な手続きは双方協議して決定する。

９. 利用者は、本件リソースの利用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任と費用負担によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

１０. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任と費用負担で処理する。

１１. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、利用者がその手続きをしなければならない。

１２. 本件リソースの提供における輸送段階での事故については、提供者は責任を負わない。

１３. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者によるリソース利用を停止することができる。

１４. 利用者は、本件リソース提供に係る料金として、諸経費に発送費相当額を加算した経費額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、提供者が発行する請求書の発行日の翌月末日までに提供者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。その場合の振込手数料は利用者が負担する。なお、提供料金は提供者ホームページに掲載しているが、変動する場合があることを利用者は了解することとする。 今回の提供料金は　　　　　　　　　　　　　　　　　　円とする。

１５. 本同意書の準拠法は日本法とする。

１６. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた際は、双方が誠実に協議し円満に解決を図る。

以上により同意書原本２通を作成し、提供者及び利用者が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　　年　　　　月　　　　日

提供申請するリソース（該当するものを丸で囲む。世代名も指定する場合はそれも記載する。）

種名・系統名: （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

成体（生後1年以上）：　合計 　　 　 匹 （♂：　　　 匹、♀：　　　 匹）

幼体（生後1年未満）：　　　 匹

受精卵　　　　　　　　：　　 匹

【提供者】

機関名：国立大学法人広島大学

所在：広島県東広島市鏡山一丁目３番２号

国立大学法人広島大学

分任契約担当職

理事（学術・社会連携担当）　　安倍　　学　　　印

【利用者】

機関名・会社名：

所　　在：

機関等代表者 役職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

研究責任者所属・氏名： 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

 生物遺伝資源提供同意書 (記入例)

国立大学法人広島大学（以下「提供者」）と　　 提供を受ける大学／研究機関／会社名　（以下「利用者」）は、提供者が利用者に両生類あるいはその餌のコオロギ（以下「本件リソース」）を提供するにあたり、利用者は本件リソース提供者の事業目的を理解するとともに、以下の事項に同意することとする。また、本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。

1. 提供者は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化と発展に資するため、本件リソースの提供を行っている。

２. ①利用者は、本件リソースを、次の非営利を目的とする課題の探求にのみ利用し、無断で他の目的に使用してはならない。

　　課題名:　　　　 課題名を記入

 ②利用者が、本件リソースを上記と異なる課題に利用するときは、事前に書面によって提供者へ通知し、許可を得なければならない。

３. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）には使用してはならない。

４. 利用者が本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、Materials and MethodsあるいはAcknowledgements等に、本件リソースが広島大学両生類研究センターから提供されたことを明示する〔英文例：*Xenopus laevis* was provided by Amphibian Research Center, Hiroshima University.〕。また、利用者はその発表の情報（論文PDFファイルや別刷）を提供者へ事前に速やかに送付する。提供者は、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に提供者の求めに対して回答することとする。

５.　提供者は、本件リソースを2項①の課題の探求に利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースの所有権はもとより、それに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。

６. 利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは、本件リソースの所有権、その知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含むものをいう。

７. 利用者は、本件リソースに関して提供者から提供された情報を秘密に保持しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

　(１)　提供者から提供された時点で、既に公知の情報

　(２)　提供者から提供された後、利用者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

　(３)　提供者から提供された時点で、既に利用者が保有していた情報

　(４)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく利用者が正当に入手した情報

　(５)　提供者から文書により第三者への開示を許可された情報

８. 本件リソースを用いた研究成果について、特許出願等の知的財産権による保護手続きを行う場合には、原則双方の連名で行うものとし、具体的な手続きは双方協議して決定する。

９. 利用者は、本件リソースの利用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任と費用負担によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

１０. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任と費用負担で処理する。

１１. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、利用者がその手続きをしなければならない。

１２. 本件リソースの提供における輸送段階での事故については、提供者は責任を負わない。

１３. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者によるリソース利用を停止することができる。

１４. 利用者は、本件リソース提供に係る料金として、諸経費に発送費相当額を加算した経費額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、提供者が発行する請求書の発行日の翌月末日までに提供者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。その場合の振込手数料は利用者が負担する。なお、提供料金は提供者ホームページに掲載しているが、変動する場合があることを利用者は了解することとする。 今回の提供料金は　　広島大学両生類研究センターで記入　円とする。

１５. 本同意書の準拠法は日本法とする。

１６. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた際は、双方が誠実に協議し円満に解決を図る。

以上により同意書原本２通を作成し、提供者及び利用者が記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　○○年　○○月　○○日　広島大学で締結日を記入します。

提供申請するリソース（該当するものを丸で囲む。世代名も指定する場合はそれも記載する。）

種名・産地・系統名 （例、メキシコサンショウウオ　G6X3） 提供を受けるカエルの系統と世代名（ウェブサイトで公開）、必要があれば性別を記入

成体（生後1年以上）： ○匹 （♂：　○ 匹、♀：　○ 匹）

幼体（生後1年未満）：　　　 ○匹

受精卵　　　　　　　 ：　　 ○匹

|  |  |
| --- | --- |
| 【提供者】機　関　名：国立大学法人広島大学所　　　在：広島県東広島市鏡山一丁目３番２号国立大学法人広島大学分任契約担当職理事（学術・社会連携担当）　　安倍　　　学　　　印 （広島大学で捺印します↑） | 【利用者】機関名・会社名：機関、会社名を記入（例：株）XXXXX製薬）所　　在： (上記の機関・会社の所在地を記入)機関等代表者 役職\*・氏名：理学研究科長など・氏名　　印 （捺印して下さい↑）研究責任者所属・氏名：理学研究科XXX研究室など・氏名印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（捺印して下さい↑）\*経理決済権限が有る方であれば、役職の上下は問いません。 |